

## 知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

### またまたまた年金特別便

以前にもお話しました「年金特別便」についてです。

連日、社会保険事務所は相談者が長時間待たされるという状態。当然窓口も増やしているのですが、社会保険庁の解体がせまるなか退職者の増加、個人情報保護上の問題等で思うように相談員を増やせない状態のようです。もし、年金特別便が届いたら慌てずに、自分で確認できることを整理してから行動することが余計な時間をとられないポイントです。

「年金特別便が届いた方は必ず専用ダイヤルに電話してください」と印刷されています。しかしこの電話がつながらない。これだけでもイライラしてしまう。。この電話では「年金特別便」の説明を受けたり、特別便の理由について確認できます。前回お話したように名前と生年月日が一致しているために別人の記録についても確認をお願いされてしまう人もいます。電話で、仕事をしていた会社名や時期、当時住んでいた場所などを伝えて確認します。なので電話する前に送られてきた記録をしっかりと確認しておいたほうがスムーズです。

#### ① 一番最初に年金制度に加入したのはいつか？正しく記録されていますか？

昭和36年から国民年金の制度は始まりました。20歳で国民年金に加入することになるのですが、20歳前に会社員になった人はその時から加入なので15歳から年金制度に加入している人もいます。又、平成3年前は、大学生は任意加入でした。20歳過ぎても加入しなくていい人がいたということですね。

#### ② 勤務した会社名は全部載っているか？もれていませんか？

結婚などで苗字が変わった人は要注意です。旧姓で勤務していた会社が記録されているか確認してください。

今回の特別便には共済加入の記録は載っていません。ですので公務員だった等の期間は記載されていなくても心配ないです。

#### ③ 結婚して夫（妻）に扶養されていた時期はいつか？任意加入していましたか？

昭和61年から扶養されている妻は国民年金に強制加入になりました。それ以前は任意加入なので、市役所で自分で手続きをしない限り年金制度には入っていません。専業主婦の方は昭和61年以降の国民年金の記録が途切れてないか、空白の時期はないか確認してください。

以上3点を確認してから電話をすれば、大丈夫です。時間もかかりませんし、一回の電話で相談が終わると思います。専用ダイヤルがつながらなければ、各社会保険事務所に電話をしても対応しています。

特別便が届くと心配であせってしまいますが、とにかく自分の記録を整理して電話することが一番の解決策です。自分の記録を取り戻しましょうね。